

くらし

行政困りごとなんでも相談

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国の仕事など、行政に関する苦情や要望を受け付け、解決や改善を図ります。

時 2月21日㊤ 13時30分～16時

所 長与町公民館

行政相談委員 堤恵美子 ☎ 856-4851

草野 洋 ☎ 887-2457

長崎行政監視行政相談センター ☎ 849-1100

人権相談 総務課行政係 ☎ 801-5781

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、いじめ、隣近所とのトラブルなど、人権に関する様々な相談を受け付け、問題解決のお手伝いをします。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

【特設相談所】

時 2月13日㊤、3月13日㊤ 13時～16時

所 長与町公民館

【常設人権相談所】

時 月曜日～金曜日の8時30分～17時15分(祝日を除く)

所 長崎地方務局 ☎ 0570-003-110

平成30年度長与町臨時職員(パート)を募集しています

申・問 長与町役場総務部総務課 ☎ 801-5781
〒851-2185 長与町嬉里郷 659-1

町では、臨時職員(一般事務補助の業務)を募集しています。勤務を希望される方は登録が必要となりますので、以下をお読みになり、登録の申込みを行ってください。

なお、採用については、各担当課の業務において臨時職員が必要となった時となりますので、登録された方が必ず採用されるわけではありません。

対 雇用時の年齢が18歳以上(学生を除く)の方

申 所定の登録申込書を総務課(庁舎3階)へ郵送または直接持参する方法でご提出ください。

※登録申込書は総務課または町ホームページで入手できます。

他 登録の有効期間は、登録された年度内(4月1日～翌年3月31日)です。登録は随時受け付けています。

勤務時間 8時45分～15時30分

(1日5時間45分、休憩1時間)

勤務場所 本庁舎、出先機関など

職務内容 書類整理、データ入力、窓口対応及び電話応対などの一般事務補助(パソコン使用あり)

任用期間 原則として1回の任用につき6か月以内

時給 770円

通勤手当 通勤距離が片道2km以上の者に限り日額300円

休日 土・日・祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

役場の一部窓口を第2・第4土曜日に開庁しています

問 各課へ ☎ 883-1111(代表)

一部窓口の開庁は、庁舎1階の住民福祉部(住民環境課、こども政策課、福祉課)、健康保険部(健康保険課、介護保険課)です。

時 2月10日㊤・24日㊤、3月10日㊤・24日㊤

9時～12時30分

※正面玄関をご利用ください。

利用時の注意点

・国の機関や県、他の市町村への照会や確認などが必要な業務は、当日対応できません。また、内容によってはお待ちいただいたり、受付できない場合もあります。

・**取扱いできる業務の詳細は、事前(平日)に各課へご確認いただきますようお願いいたします。**

九州北部税理士会長崎支部からのお知らせ

問 九州北部税理士会長崎支部 ☎ 821-0600
〒850-0029 長崎市八百屋町2番地3

九州北部税理士会長崎支部では、「税理士記念日」に合わせて、平成29年分所得税確定申告関係を中心に、「電話による無料税務相談」を実施します。

時 2月23日㊤ 10時～16時

相談専用電話番号 ☎ 821-3683

2月28日㊤は固定資産税・都市計画税第4期の納期限です

問 税務課固定資産税係 ☎ 801-5786

納期限までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納めましょう。(口座振替の方は、2月28日㊤に引き落とされます。残高をご確認ください)

男女共同参画セミナー『家族で取り組む楽々片づけ講座』を開催します

申・問 政策企画課 ☎ 801-5661 FAX883-1464
☎ kikaku@nagayo.jp

片づけはお母さんの仕事?片づけは孤独な家事?家族みんなで住む家は、家族みんなが関心を持つからこそ、居心地の良い空間になるのです。ひとりで頑張らない、家族みんなで取り組める「片づけのしくみと習慣づくり」を身につけて、片づけを楽にしませんか?

時 3月17日㊤ 14時～16時

所 ふれあいセンター2階研修室B

定 40人(申込多数の場合抽選)

申 住所・氏名・連絡先・講座名を明記のうえ、メールか電話またはFAXで政策企画課へ

料 3月5日㊤

他 講師 整理収納アドバイザー はやしだ えみこ氏
生後3か月以上に限り託児可能。

託児利用の方は申込時にお知らせください。

登録調査員を募集します

申・問 政策企画課総務統計係 ☎ 801-5661

登録調査員とは、国が実施する統計調査において、調査対象となる世帯・事業所を訪問して調査の依頼、調査票の配布・回収などを行う「調査員」への従事を希望し、あらかじめ町に登録していただいた方をいいます。

登録要件

① 25歳以上の町民の方で、健康で責任をもって統計調査を遂行できる方

② 調査で知り得た情報など、秘密の保護に関して信頼のおける方

③ 警察や税務、選挙に直接関係のない方

④ 暴力団員に該当しない方

募集・登録期間 随時

調査員の登録から任命までの流れ

1. 町(政策企画課)に登録申込書を提出し「登録調査員」として登録

2. 各種統計調査に応じ「登録調査員」の中から町が統計調査従事を依頼

※直近の統計調査

平成30年6月 工業統計調査

平成30年10月 住宅・土地統計調査

平成30年11月 漁業センサス

3. 町から長崎県へ「調査員」として推薦し、長崎県知事が任命

4. 統計調査に従事

調査員の報酬

調査員には、調査活動(おおむね2か月の任命期間)の対価として報酬が支払われます。金額は調査の種類や受け持ち件数によって異なります。任命期間中の身分は「非常勤公務員」になります。

【登録=任命】をお約束するものではありませんのでご了承ください。

「インターネット安全教室」～SNSで思わぬトラブルや犯罪に巻き込まれないために～

問 長崎県立大学シーボルト校総務企画課
☎ 813-5500 ☎ anzen-seminar@sun.ac.jp

パソコンやスマホでインターネットにアクセスする一般の方を対象に、どうすればインターネットを安全快適に使うことができるか、特にSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用する上でどんな点に注意すべきかについてのセミナーを開催します。当日参加もできます。

時 3月3日㊤ 13時30分～17時

所 時津町北部コミュニティセンター(時津町日並郷)

料 無料

申 氏名、職業、住所(市町村まで)、性別、年代を記入のうえ、メールでお申込みください。(氏名のみ必須)

平成30年度市町村交通災害共済加入受付中です

申・問 地域安全課 ☎ 801-5662

交通社会の現代、事故に遭わないのが一番ですが、ワンコインでもしもの時の安心を。万一事故にあわれたとき、その災害の程度により一定の見舞金をお支払します。

交通事故災害とは 国内で自動車・汽車・電車・原動機付自転車・自転車・旅客船・旅客機などの接触・衝突・転覆などにより人身の事故(自損事故を含む)に遭われた場合です。

加入できる方 長与町に住民登録をしている方

(就学のため一時的に転出している方も加入できます)

共済掛金 1人につき500円(中途加入も同額)

共済期間

4月1日㊤～平成31年3月31日㊤までの1年間

※中途加入の場合は、加入された日から平成31年3月31日㊤まで

家畜伝染病予防法に基づく定期報告書の提出をお願いします

問 役場産業振興課 ☎ 801-5836
県中央家畜保健衛生所 ☎ 0957-25-1331

愛玩目的を含め、家畜を1頭(羽)でも所有する場合は、2月1日現在の飼養状況などを報告することが法律で義務付けられています。町ホームページの、[くらしの情報](#)→[産業](#)→[農業](#)→『家畜伝染病予防法に基づく定期報告書について』のページに定期報告書の様式を掲載しています。

対象動物① 4月2日㊤

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし

対象動物② 6月1日㊤

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

対象動物①および②を所有している場合

4月2日㊤

提出先 役場産業振興課

事業者の皆さまへ「長崎県事業引継ぎ支援センター」のご案内

問 長崎県事業引継ぎ支援センター
☎ 895-7080 FAX895-7081
☎ nhikitsugi@clock.ocn.ne.jp
〒850-0032 長崎市興善町4-5 カクヨウ BLD 3階
月曜日～金曜日8時45分～17時30分
(年末年始、祝日除く)

長崎商工会議所は、平成27年6月から経済産業省の委託を受け「長崎県事業引継ぎ支援センター」を運営しています。後継者不在などで事業存続にお悩みの中小企業・小規模事業者の方の事業継承や、事業引継ぎ(第三者への事業引継ぎ)に関するご相談に幅広く応じています。お気軽にご相談ください。